

アメリカでの破綻銀行の急増を「可能にしたもの」は何か

内 田 聡

要旨

本稿は、金融危機に伴い急増しているアメリカの銀行破綻の実態（2008～09年）について、商業用不動産貸出とブローカー預金を媒介に、全米・州別・個別の分析から明らかにするものである。

08年と09年で既に165の銀行が破綻しているが、商業用不動産貸出の最大の損失は11年以降に生じるため、最悪のシナリオではこの先数百の銀行が破綻するとも言われる。先行きに対する分析は重要だが、同時に銀行破綻がどのように生じたのかを解明するのも大切だろう。商業用不動産貸出と破綻銀行との関連はしばしば言及されるところだが、本稿ではこれに加え、リスクな商業用不動産貸出を可能にしたと考えられる、ブローカー預金と破綻銀行との関連をも分析した。

破綻銀行の貸出の特徴としては、住宅ローン比率の高い銀行と、商業用不動産貸出比率の高い銀行に大まかに分けられる。前者にはサブプライムローンに直接かかわっていたものもあるが、多くは設立年の古い小規模な銀行で、住宅ローン市場の変質と景気後退によって破綻している。後者には、ウォールストリートがサブプライムローンと証券化によって作り出した信用膨張に乗り、商業用不動産貸出に傾斜したメインストリート（地域）の銀行が少なからずある。典型的なのは、ホームエクイティローンなどを通じる過剰消費で生み出された、建設・土地開発貸出にのめり込み、破綻した銀行だ。また、こうした貸出を可能にした背景には、投資銀行などが手数料をとりながら、顧客の資産を連邦預金保険の付保限度内に切り分け、高い金利をつけて小規模銀行などに紹介するブローカー預金が存在する。これらの帰結の1つは特定の州での銀行破綻の増大であり、もう1つの帰結は連邦預金保険基金の枯渇である。

金融危機を経験した後でも、メインストリート金融の本質は変わりなく、事業向貸出の供給を通じて、市場論理とコミュニティの要請を調和させるところにある。連邦預金保険の枠組みを利用して多額のブローカー預金を取り、リスクな貸出をしてきた事実上のノンバンクが、その代償を払わされるのは当然である。一方で、景気後退によって経営が悪化してきた銀行に対し、公的資金を注入して支援するのは、金融システムの安定性の観点から欠かせない。

I はじめに

1 問題の所在

2008年9月のリーマン・ショックから、ウォールストリートの金融機関は息を吹き返してきたが、実体経済の悪化でメインストリート（地域）の銀行破綻（貯蓄金融機関を含む。以下同様）が急増し、また多くの銀行に不良資産救済プログラム（TARP）で資本が注入されてきた。破綻銀行は07年が3行だったが、08年は25行、09年は140行になり、1991年連邦預金保険公社改善法（FDICIA）の成立前後の水準までに達している。08年は総資産に占める住宅ローンの比率が高い、（総資産10億ドル以上の）大規模・中規模銀行が目立ったが、実体経済の悪化を背景に、09年には商業用不動産貸出の比率が高い、（総資産10億ドル未満の）小規模銀行が急増している。また、連邦預金保険公社（FDIC）が定める「経営上問題のある銀行」数は、07年末76行、08年末252行、09年末702行に上っている。商業用不動産貸出の最大の損失は11年以降に生じ、最悪のシナリオではこの先数百の銀行が破綻するとも言われている¹。

先行きに対する分析は重要だが、同時に銀行破綻がどのように生じてきたのかを説明するのも大切だろう。本稿では、08年から09年までの破綻銀行とTARPによる資本注人行の実態を、商業用不動産貸出（とりわけ建設・土地開発貸出）とブローカー預金を媒介に、全米・州別および個別のレベルから明らかにする。商業用不動産貸出と破綻銀行との関連はしばしば言及されるどころだが、本稿ではこれに加え、リスクの高い商業用不動産貸出を可能にしたと考えられる、ブローカー預金と破綻銀行との関連をも分析する。また、破綻銀行の関連ばかりでなく、資本注人行との関連についても分析することで、金融危機の影響が、バブルに踊った銀行ばかりでなく、一般の銀行にも及んでいることを明らかにする。

予め結論を述べれば、ウォールストリートはサブプライムローン（信用力の低い個人向住宅ローン）と証券化によって信用膨張とその崩壊をもたらしたが、メインストリートの銀行にも、これに乗じて商業用不動産貸出に傾斜し破綻したものがある²。典型的なのは、ホームエクイティローン（住宅価格の値上り分を担保とした消費者ローン）などによる過剰消費で生み出された、ショッピングセンターなどの建設・土地開発貸出にのめり込み、破綻した銀行だ。こうした貸出を可能した背景には、投資銀行などが手数料を取り、顧客の資産を連邦預金保険の付保限度内に切り分け、高い金利をつけて小規模銀行などに紹介するブローカー預金が存在する。これらの帰結の1つは特定の州での銀行破綻の増大であり、もう1つの帰結は連邦預金保険基金の枯渇である³。

¹ COP(2010).

² ウォールストリート金融とメインストリート金融については、本稿のI2(1)を参照。

³ 連邦預金保険基金は銀行破綻の増大に伴い、09年9月末に82億ドルのマイナスに陥り、12年までの預金保険料を事前に加盟銀行から徴収することになった。

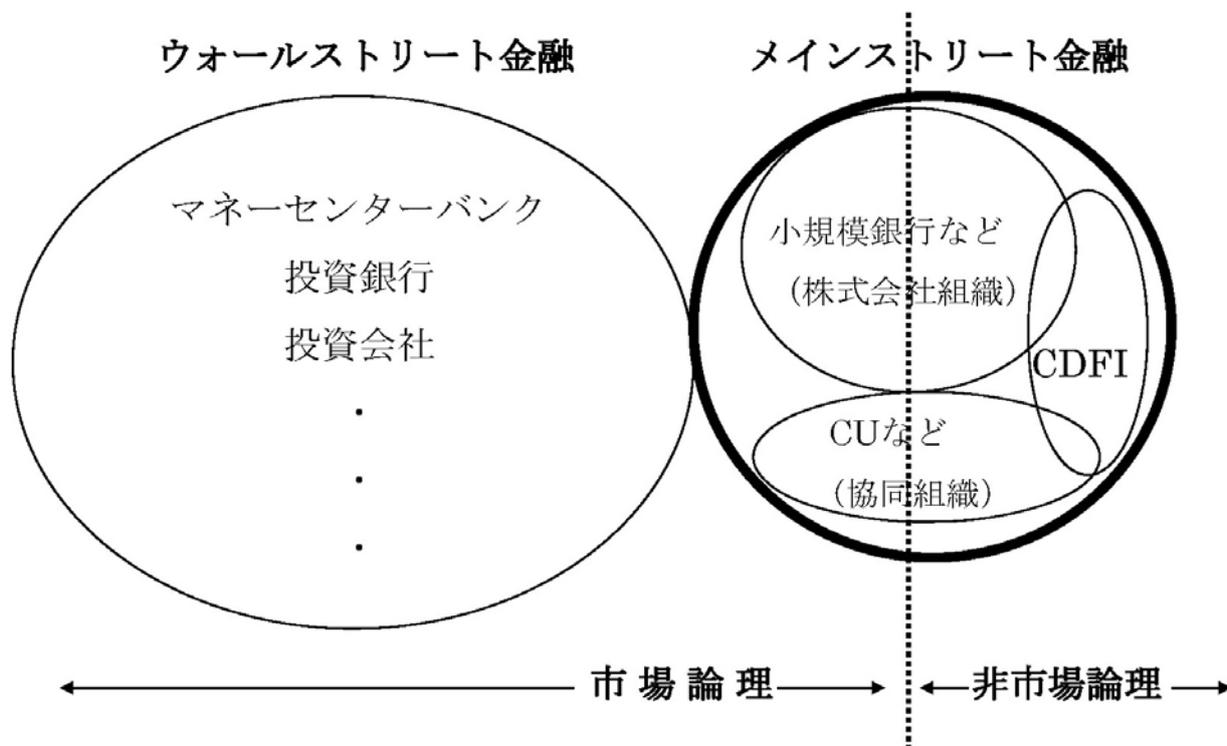
金融危機を経験した後でも、メインストリート金融の本質は変わりなく、事業向貸出の供給を通じて、市場論理とコミュニティの要請を調和させるところにある。連邦預金保険の枠組みを利用して多額のブローカー預金を取り、リスクな貸出をしてきた事実上のノンバンクが、その代償を払わされるのは当然である。一方で、景気後退によって経営が悪化してきた銀行に対し、公的資金を注入して支援するのは、金融システムの安定性の観点から欠かせない。

2 問題接近の前提

(1) アメリカ金融システムの理解⁴

アメリカの金融システムは、マネーセンターを拠点に国内外の資金が取引されるウォールストリート金融と、地域を拠点に地域の資金が取引されるメインストリート金融から形成され、その相互補完からなる（図表1）。先行研究のほとんどは日米を問わず、ウォールストリート金融だけを対象としてきたが、メインストリート金融の考察なくして、アメリカ金融システムの真の全体像は理解できない。

図表1 金融システムの概観



(注) 枠の大きさは必ずしも勢力の大小を表しているわけではない。
 (出所) 筆者作成。

⁴ 本節は内田(2009)に依拠している。

1990年代の証券化市場の拡大などから、マネーセンターバンクは投資銀行などの他のウォールストリートの金融機関とより同化し、ウォールストリートそのものを変質させる一方、銀行業でもこれまでメインストリート金融が担ってきた中小企業向貸出などに乗り出し、大幅な金融再編をもたらした。しかし、大幅な再編後も、銀行数の90%以上は小規模銀行であるし、通常の認識（全米平均）とは異なり、多くの州で地元の小規模銀行が事業向貸出で大きなシェアを持つ。マネーセンターバンクによる小規模銀行の買収で、地域特性を持った中小企業融資のニーズが満たされなくなると、既存や新設の小規模銀行がこれを取り込んでいくが、この自律性がメインストリート金融の特徴の1つである。また、メインストリート金融はさまざまな政策・制度や慣行にも支えられている。1990年代以降の金融システムを考える際、自由化による競争促進とメインストリート金融を維持する政策との整合性の視点が、都市・地方を問わず重要である。一方で、この政策や慣行は、価値観を市場論理以外にも求めるコミュニティの要請の反映でなければならず、メインストリートの銀行が自己保身だけにこれらを用いればその行き場を失うことになる。

アメリカの金融システムは、市場論理と非市場論理という二面性を持ち合わせ、ウォールストリート金融が主に市場論理で機能するなかで、メインストリート金融の存在意義（本質）は市場論理とコミュニティの要請を調和させるところにある。換言すれば、メインストリート金融が存在するがゆえに、全体としての金融システムが機能し、ウォールストリート金融の存在が容認される。

(2) 先行研究

リーマン・ショックに象徴される金融危機において生じた、商業用不動産貸出の損失と、銀行破綻や金融システムへのリスクとの関連を扱ったものには、西川(2009)、COP(2010)など多くある。

一方で、今回の金融危機におけるブローカー預金と銀行破綻との関連を扱ったものは多くないが、たとえばLipton and Martin(2009)がある。彼らは、07年9月28日～09年7月2日に破綻した97の銀行を取り上げ、これらのブローカー預金比率（ブローカー預金／国内預金）は高い傾向にあり、全米平均の同比率5.8%に対し、破綻銀行平均は25.2%に及ぶと指摘している。また、これら破綻銀行のうち、ブローカー預金比率の上位10行を取り上げ、資産成長率についても全米平均と比べてはるかに高いと言及している。

II 破綻銀行と資本注入の増大

サブプライムローン問題の表面化に伴い、08年から銀行破綻が急増して09年末までに165行になり、破綻銀行比率（08～09年の破綻銀行数／07年末の銀行数）は1.9%に及んでいる。小規模銀行に限定すると、破綻行数は127行、破綻銀行比率は1.6%で

ある。また、08年10月に緊急経済安定化法が成立し、TARPの資本注入プログラム(CPP)によって、同月から09年末の期限までに⁵、累計707行に資本が注入された⁶。資本注入比率(08年10月～09年の資本注入の累計銀行数/07年末の銀行数)は8.3%に及んでいる⁷(小規模銀行だけの分析は資料の制約から行っていない。以下同様)。

州別にみると18州では銀行破綻は生じておらず、小規模銀行に限定すると19州で破綻はなく、ずいぶんと偏りがある(図表2)。破綻銀行比率では、南東部と西部の諸州で高い。資本注入は2つを除くすべての州で行われたが、比率には偏りがあり、東部・南東部・西部の諸州で高い。

破綻銀行を個別にみると⁸(図表3-1)、08年は、総資産に占める住宅ローンの比率が高い⁹、大規模・中規模銀行の破綻が目立ったが、実体経済の悪化を背景に、09年には商業用不動産貸出の比率が高い¹⁰、小規模銀行の破綻が急増している。破綻銀行の特徴を資産成長率(02年～破綻前年の年間平均)で見ると(図表3-2)、(破綻銀行に限定されない)全銀行の8.6%に対し、破綻銀行は29.4%に及んでいる。同様に小規模銀行の1.9%に対し、破綻の小規模銀行は30.4%である。破綻銀行の成長率を破綻時期で見ると、08年破綻のそれが高く、信用膨張のなかで資産を急速に拡大させた銀行が、金融危機のなかで時をおかずに破綻している。

住宅ローン比率の高い破綻銀行には、サブプライムローンに手を染めたものもあるが、全体の成長率は10.4%に留まり、多くは設立年の古い小規模な銀行で、住宅ローン市場の変質と景気後退によって破綻したようだ。一方、商業用不動産貸出比率の高い破綻銀行の成長率は33.6%に及び、景気拡大のなかで積極的に貸出を行っていた銀行が多いことがわかる。

⁵ TARPは09年末の期限から10年10月まで延長された。一方、CPPは09年末で終了したが、10年2月にオバマ大統領は、TARPから3,000億ドルを分離し、中小規模銀行向けの資本注入を目的とする「中小企業貸出基金(SBLF)」の創設を発表し、これを含む法律が10年9月に成立した。

⁶ 707行のうち31行は資本注入を2度受けている。

⁷ 本稿では51州にある705行を分析対象としている。

⁸ このデータはLipton and Martin(2009)が使用したものに、筆者が項目・期間を拡張し分析したものである。以下同様。

⁹ 厳密には商業用不動産貸出比率を住宅ローン比率が上回る銀行である。

¹⁰ 注9の逆である。

図表2 州別の破綻銀行比率と資本注人行比率

	破綻銀行比率 ^①	同左小規模	資本注人行比率 ^②
コネチカット(CT)	0.0%	0.0%	12.5%
デラウェア(DE)	0.0%	0.0%	9.1%
メーン(ME)	0.0%	0.0%	11.8%
メリーランド(MD)	2.1%	2.2%	20.6%
マサチューセッツ(MA)	0.0%	0.0%	6.1%
ニューハンプシャー(NH)	0.0%	0.0%	25.0%
ニュージャージー(NJ)	1.6%	1.9%	15.7%
ニューヨーク(NY)	0.5%	0.7%	11.3%
ペンシルバニア(PA)	0.4%	0.5%	12.6%
ロードアイランド(RI)	0.0%	0.0%	15.4%
ヴァーモント(VT)	0.0%	0.0%	0.0%
ヴァージニア(VA)	0.8%	1.0%	21.8%
ワシントンDC	0.0%	0.0%	12.5%
東部・合計	0.6%	0.7%	13.3%
フロリダ(FL)	5.0%	4.5%	7.3%
ジョージア(GA)	8.5%	8.0%	7.4%
ノースカロライナ(NC)	1.8%	2.2%	27.7%
サウスカロライナ(SC)	0.0%	0.0%	21.5%
南東部・合計	5.5%	5.2%	11.4%
インディアナ(IN)	1.2%	0.7%	10.5%
ケンタッキー(KY)	0.0%	0.0%	5.8%
ミシガン(MI)	3.0%	2.6%	6.7%
オハイオ(OH)	0.8%	0.4%	6.4%
テネシー(TN)	0.0%	0.0%	11.8%
ウエストヴァージニア(WV)	1.5%	1.6%	5.9%
中東部・合計	0.9%	0.7%	8.0%
アーカンソー(AR)	0.7%	0.0%	8.0%
イリノイ(IL)	3.3%	3.0%	6.7%
アイオワ(IA)	0.3%	0.3%	2.3%
ミネソタ(MN)	1.6%	1.6%	4.1%
ミズーリー(MO)	1.4%	1.5%	8.9%
ウイスコンシン(WI)	0.3%	0.4%	7.1%
中部・合計	1.6%	1.5%	5.9%
コロラド(CO)	1.9%	1.4%	7.5%
カンザス(KS)	1.1%	1.1%	4.8%
モンタナ(MT)	0.0%	0.0%	0.0%
ネブラスカ(NE)	0.4%	0.4%	3.6%
ニューメキシコ(NM)	0.0%	0.0%	5.7%
ノースダコタ(ND)	0.0%	0.0%	4.1%
オクラホマ(OK)	0.4%	0.4%	1.9%
サウスダコタ(SD)	1.1%	1.2%	2.2%
ワイオミング(WY)	2.3%	2.4%	4.7%
中西部・合計	0.8%	0.8%	3.9%
アラバマ(AL)	1.9%	0.7%	6.9%
ルイジアナ(LA)	0.0%	0.0%	8.0%
ミシシッピ(MS)	0.0%	0.0%	14.4%
テキサス(TX)	1.1%	0.8%	4.6%
南部・合計	0.9%	0.6%	6.3%
アラスカ(AK)	0.0%	0.0%	16.7%
アリゾナ(AZ)	8.8%	7.4%	5.3%
カリフォルニア(CA)	7.0%	2.8%	23.0%
ハワイ(HI)	0.0%	0.0%	11.1%
アイダホ(ID)	5.3%	5.9%	21.1%
ネヴァダ(NV)	13.6%	6.7%	4.5%
オレゴン(OR)	7.5%	8.8%	10.0%
ユタ(UT)	2.9%	4.1%	4.4%
ワシントン(WA)	3.1%	3.7%	17.5%
西部・合計	6.4%	4.2%	16.4%
全米	1.9%	1.6%	8.3%

(注1) 08～09年の破綻銀行数/07年末の銀行数。

(注2) 08年10月～09年の資本注入の累計銀行数/07年末の銀行数。データの制約から小規模は作成していない。

(注) 網掛けは全米平均以上。

(出所) FDIC, Statistics on Banking から作成。

図表3-1 破綻銀行の状況(行数・シェア)

	全期間		08年		09年	
全体	165	100.0%	25	15.2%	140	84.8%
大規模・中規模	38	23.0%	9	36.0%	29	20.7%
小規模	127	77.0%	16	64.0%	111	79.3%
計	165	100.0%	25	100.0%	140	100.0%
1880年代	17	10.3%	1	4.0%	16	11.4%
1900～49	27	16.4%	7	28.0%	20	14.3%
50～99	79	47.9%	10	40.0%	69	49.3%
2000～	42	25.5%	7	28.0%	35	25.0%
計	165	100.0%	25	100.0%	140	100.0%
商業用不動産貸出中心	135	81.8%	18	72.0%	117	83.6%
住宅ローン中心	30	18.2%	7	28.0%	23	16.4%
計	165	100.0%	25	100.0%	140	100.0%

(出所) Lipton and Martin(2009)およびFDIC各種資料から筆者作成。

図表 3-2 破綻銀行の資産成長率

	全期間	08年	09年
全体	29.4% (8.6%)	41.9%	27.2%
小規模銀行	30.4% (1.9%)	44.9%	28.3%
商業用不動産貸出中心	33.6%	53.1%	30.6%
住宅ローン中心	10.4%	13.2%	9.5%

(注) 02～破綻前年の年間平均。

(注) カッコ内の数値は破綻銀行に限定されない全銀行。

(出所) 図表 3-1 に同じ。

Ⅲ 商業用不動産貸出

1 全米

住宅ローン残高は 00 年あたりから、大規模・中規模銀行で急増している（図表 4-1）。大規模・中規模銀行における、総資産に占める住宅ローン比率も同じ時期に急速に高くなり、小規模銀行の同比率の低下もあり、05 年・06 年では同じくらいの比率になっている（図表 4-2）。

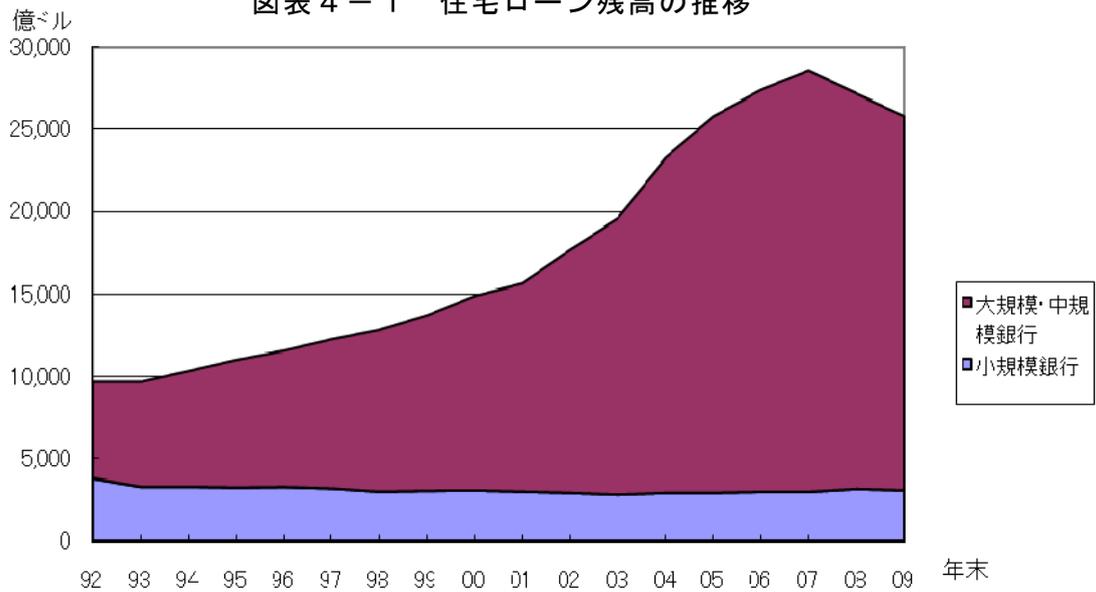
商業用不動産貸出（ショッピングセンターなどの建設・土地開発貸出、オフィスビルなどの商業用不動産担保貸出、ホテルやアパートなどの集合住宅向貸出）は、99 年あたりから、大規模・中規模銀行で急速に増大しているが、住宅ローンと異なるのは小規模銀行でも増大している点である（図表 5-1）。総資産に占める商業用不動産貸出の比率は、大規模・中規模銀行で大きくは変動していないのと比べ、小規模銀行では急速に高くなり、07 年には 30%を超えている（図表 5-2）。小規模銀行の商業用不動産貸出比率の内訳をみると、商業用不動産担保貸出比率の傾向的な上昇に加えて、建設・土地開発貸出比率の 00 年頃からの急上昇がみられる（図表 5-3）。

商業用不動産の貸出期間は通常 3～10 年で、2010～14 年に 1 兆 4,000 億ドルが満期を迎える。その価格は 07 年初から 3 年間で 40%以上下落しており、最大の損失は 11 年以降に生じ、銀行の損失だけでも 2,000～3,000 億ドルとみられ、最悪のシナリオではこの先数百の銀行が破綻するとも言われている¹¹。

商業用不動産貸出について、06 年 12 月に FDIC などの連邦金融規制当局の合同ガイダンスで、建設・土地開発貸出が自己資本の 100%以上である場合、また全体の商業用不動産貸出が自己資本の 300%以上でかつ同貸出額が過去 36 ヶ月に 50%以上増大している場合にはリスクが高いと警告し、08 年 3 月にも FDIC は繰り返し警告をしている。実態としてはこの比率を上回る個別の銀行が多数存在し、（破綻銀行に限定されない）小規模銀行では、08 年末に全体の商業用不動産貸出が自己資本の 300%近くになり、かつ 99～08 年における同貸出額の平均年間伸び率は 9.0%に及んでいる。

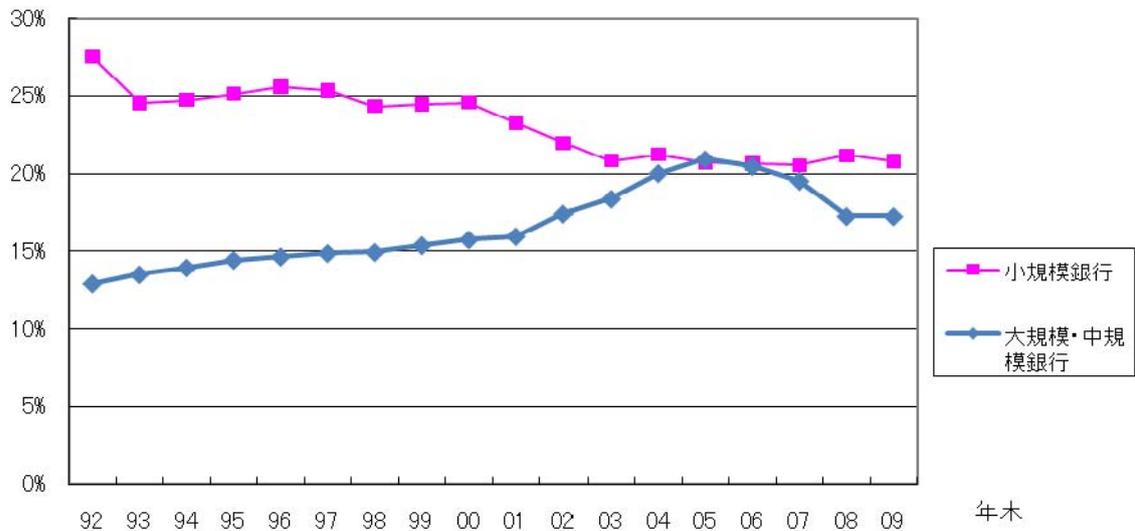
¹¹ COP(2010).

図表 4 - 1 住宅ローン残高の推移



(出所) 図表 2 に同じ。

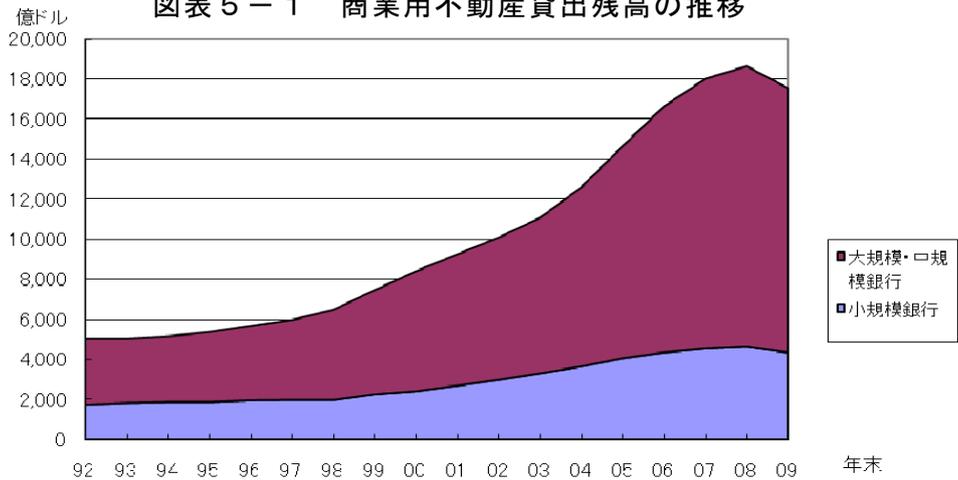
図表 4 - 2 住宅ローン比率の推移



(注) 比率は対総資産。

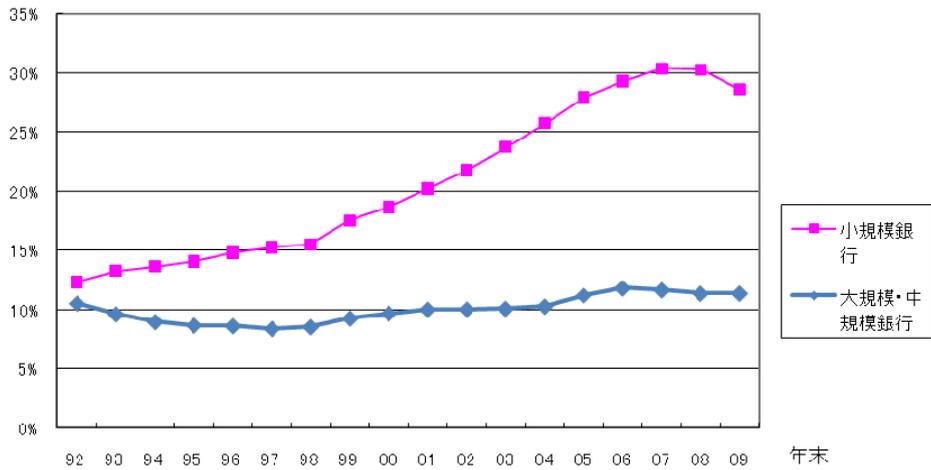
(出所) 図表 2 に同じ。

図表 5-1 商業用不動産貸出残高の推移



(出所) 図表 2 に同じ。

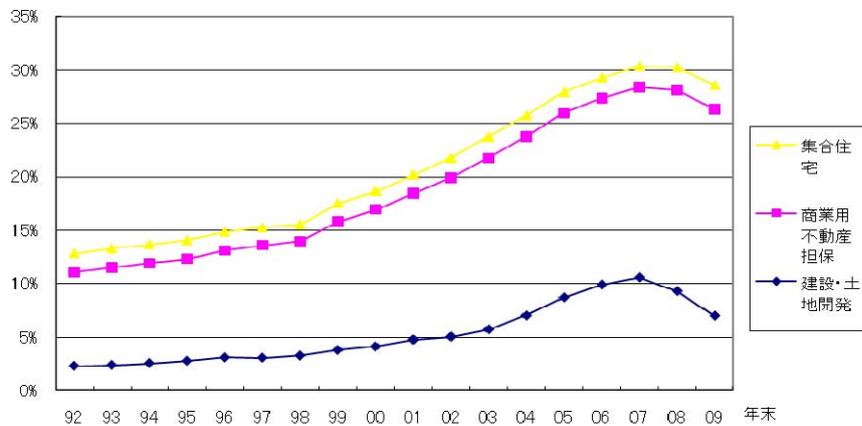
図表 5-2 商業用不動産貸出比率の推移



(注) 比率は対総資産。

(出所) 図表 2 に同じ。

図表 5-3 小規模銀行における商業用不動産貸出比率の内訳



(注) 比率は対総資産。

(出所) 図表 2 に同じ。

2 州

州単位でみると（07 年末）、小規模銀行の商業用不動産貸出比率にはずいぶんと偏りがある（図表 6）。全米平均の 30.4%を超える州は南東部・西部の諸州に多くある。建設・土地開発貸出比率では、全米平均の 10.6%を超える州は南東部・南部・西部の諸州に多くある。商業用不動産担保貸出比率では、全米平均の 17.8%を超える州は南東部・西部の諸州に多くある。集合住宅向貸出比率では、全米平均の 2.0%を超える州は東部・中部・西部の諸州に多くある。

これら 4 つの比率と、Ⅱで考察した破綻銀行比率との相関をとると、商業用不動産貸出全体でも一定の相関が観察され、とくに建設・土地開発貸出比率で強い相関がみられる。また、4 つの比率と資本注人行比率とでは、すべての比率で相関はみられない。つまり、銀行破綻が商業用不動産貸出、とくに建設・土地開発貸出と関連している可能性がある一方で、資本注入は景気後退に伴い経営が悪化した銀行に広範に行われたと考えられるだろう。

3 破綻銀行

破綻した 165 の銀行について、破綻直前の 4 半期データで、商業用不動産貸出の状況をみる（図表 7）。（破綻銀行に限らない）全銀行平均（07 年末）との比較では破綻銀行での比率が高い。とくに、建設・土地開発貸出比率では、資産規模にかかわらず、破綻銀行のそれが全米平均のそれを大幅に上回り、水準自体も高い。

図表6 小規模銀行における商業用不動産貸出比率の内訳（07年末・州別）

	商業用不動産	建設・土地開発	商業用不動産担保	集合住宅
コネチカット(GT)	21.7%	7.2%	13.6%	0.9%
デラウェア(DE)	29.2%	10.8%	17.6%	0.9%
メイン(ME)	24.9%	4.2%	19.3%	1.4%
メリーランド(MD)	32.5%	12.7%	18.5%	1.2%
マサチューセッツ(MA)	22.4%	5.5%	13.7%	3.2%
ニューハンプシャー(NH)	25.8%	5.3%	18.6%	1.9%
ニュージャージー(NJ)	25.8%	5.6%	18.1%	2.1%
ニューヨーク(NY)	25.6%	4.4%	17.5%	3.6%
ペンシルバニア(PA)	21.6%	4.3%	15.8%	1.5%
ロードアイランド(RI)	8.1%	1.3%	6.2%	0.6%
ヴァージニア(VT)	32.7%	2.9%	17.9%	11.9%
ヴァージニア(VA)	35.1%	12.6%	20.9%	1.6%
ワシントンDC	37.9%	8.2%	23.8%	6.0%
東部・合計	25.6%	6.5%	16.8%	2.3%
フロリダ(FL)	44.5%	17.8%	24.1%	2.6%
ジョージア(GA)	45.3%	24.2%	19.8%	1.3%
ノースカロライナ(NC)	40.9%	20.5%	18.6%	1.8%
サウスカロライナ(SC)	39.0%	17.8%	20.3%	1.0%
南東部・合計	43.7%	20.6%	21.2%	1.8%
インディアナ(IN)	23.4%	6.0%	15.3%	2.1%
ケンタッキー(KY)	24.8%	7.1%	16.2%	1.4%
ミシガン(MI)	32.5%	7.6%	23.4%	1.6%
オハイオ(OH)	22.1%	3.9%	15.6%	2.6%
テネシー(TN)	32.1%	13.2%	17.9%	1.0%
ウエストヴァージニア(WV)	23.0%	5.1%	16.4%	1.4%
中東部・合計	26.8%	7.6%	17.5%	1.7%
アーカンソー(AR)	28.8%	11.4%	16.1%	1.4%
イリノイ(IL)	28.7%	8.8%	16.7%	3.2%
アイオワ(IA)	18.7%	4.5%	12.8%	1.4%
ミネソタ(MN)	28.7%	8.3%	19.2%	1.3%
ミズーリー(MO)	31.1%	10.4%	18.9%	1.8%
ウイスコンシン(WI)	32.3%	8.5%	21.4%	2.4%
中部・合計	28.2%	8.5%	17.5%	2.2%
コロラド(CO)	30.2%	13.4%	15.8%	1.1%
カンザス(KS)	25.3%	10.6%	13.3%	1.4%
モンタナ(MT)	33.9%	14.8%	18.1%	1.0%
ネブラスカ(NE)	18.5%	5.2%	11.9%	1.3%
ニューメキシコ(NM)	30.4%	10.7%	18.7%	1.0%
ノースダコタ(ND)	16.3%	4.8%	9.9%	1.6%
オクラホマ(OK)	24.2%	8.5%	14.8%	0.8%
サウスダコタ(SD)	21.1%	6.6%	13.2%	1.3%
ワイオミング(WY)	25.6%	10.1%	14.7%	0.8%
中西部・合計	24.8%	9.5%	14.2%	1.2%
アラバマ(AL)	30.0%	12.8%	15.9%	1.4%
ルイジアナ(LA)	31.5%	10.8%	19.3%	1.3%
ミシシッピ(MS)	26.3%	9.3%	16.2%	0.9%
テキサス(TX)	26.7%	10.4%	15.5%	0.9%
南部・合計	28.0%	10.7%	16.3%	1.0%
アラスカ(AK)	46.0%	4.2%	40.7%	1.1%
アリゾナ(AZ)	51.0%	24.1%	25.3%	1.6%
カリフォルニア(CA)	47.0%	12.1%	28.9%	6.0%
ハワイ(HI)	40.2%	16.1%	18.0%	6.2%
アイダホ(ID)	43.7%	19.2%	24.2%	0.4%
ネヴァダ(NV)	39.6%	15.5%	23.3%	0.8%
オレゴン(OR)	50.5%	19.5%	26.6%	4.4%
ユタ(UT)	36.9%	24.9%	11.3%	0.6%
ワシントン(WA)	46.0%	20.8%	22.0%	3.2%
西部・合計	45.7%	16.7%	25.0%	4.1%
全米	30.4%	10.6%	17.8%	2.0%

(注) 比率は対総資産。網掛けは全米平均以上。

(出所) 図表2に同じ。

図表7 商業用不動産貸出の比率

	商業用不動産	建設・土地開発	商業用不動産担保	集合住宅向
全銀行平均(07年末)	13.8%	4.8%	7.4%	1.6%
破綻銀行平均	42.8%	19.8%	19.4%	3.4%
全小規模平均(07年末)	30.4%	10.6%	17.8%	2.0%
破綻小規模銀行平均	41.8%	19.0%	20.0%	2.6%

(注) 比率は対総資産。破綻銀行は破綻直前の4半期データ。

(出所) 図表2に同じ。

IV ブローカー預金

1 ブローカー預金の増大

ブローカー預金とは、銀行が預金者から預金を直接集めるのではなく、ブローカーが介在して銀行に取引される預金のことである。実態としては、投資銀行や独立のブローカーなどが、顧客の資産を連邦預金保険の付保限度額の10万ドルごとに切り分け¹²、高い金利をつけて小規模銀行などに仲介してきた。ブローカーには顧客と銀行の双方から手数料が入り、顧客は資産を高い金利の付いた付保預金に移し変えられる¹³。資金調達が難しい小規模銀行などにとっても重宝なツールである。

伝統的なブローカー預金に加えて、00年代にはメリルリンチが顧客の資産を分割して系列銀行に紹介するサービスを始めたことや、ノンバンクなどの銀行子会社がブローカー預金を取り始めたことから¹⁴、その額が急増している（図表8-1）。また、ルドウィク元通貨監督官（COC）らが、2003年1月にプロモントリー・インターファイナンシャル・ネットワークに、CDARS（the Certificate of Deposit Account Registry Service）というブローカー預金を取り扱う仕組みを設立した。これは銀行がCDARSにインターネットでアクセスすると、付保限度額以上の預金を小口化して他のCDARS加盟銀行に瞬時に振り分ける仕組みである¹⁵。

本稿で注目したいのは、小規模銀行のブローカー預金は全体に占める割合では僅かだが、比率では急上昇している点である（図表8-2）。後述するように、破綻小規模銀行ではこの比率が非常に高い傾向がある。ブローカー預金自体が必ずしも問題ということではないが、銀行は景気過熱時にハイリスク・ハイリターンな貸出を積極的に行うため、ブローカー預金を多額に取り入れるようになりやすい。また、同預金への依存度の高い銀行が破綻した場合、フランチャイズ・バリューが低く、FDICの損失も多くなる¹⁶。

1980年代後半には、貯蓄貸付組合（S&L）が多額のブローカー預金を取り入れ、リスクな不動産貸出を行い、多くが破綻した。これを受け、1989年金融機関改革・再建・規制実施法（FIRREA）では、過小資本のS&Lによるブローカー預金の取入が禁止され、1991年のFDICIAでは、銀行も対象に含めて、ブローカー預金の取入規制が導入された¹⁷。しかし、「十分な自己資本を持つ（well capitalized）」銀行などは、ブローカー預金を自由に取り入れられ、ウォールストリート金融の信用膨張と景気拡大で、

¹² 2008年緊急経済安定化法で付保限度額は09年12月末まで25万ドルに引き上げられ、09年5月に13年12月末まで延長されたが、2010年のドッド＝フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法で恒久化された。

¹³ Lipton and Martin(2009).

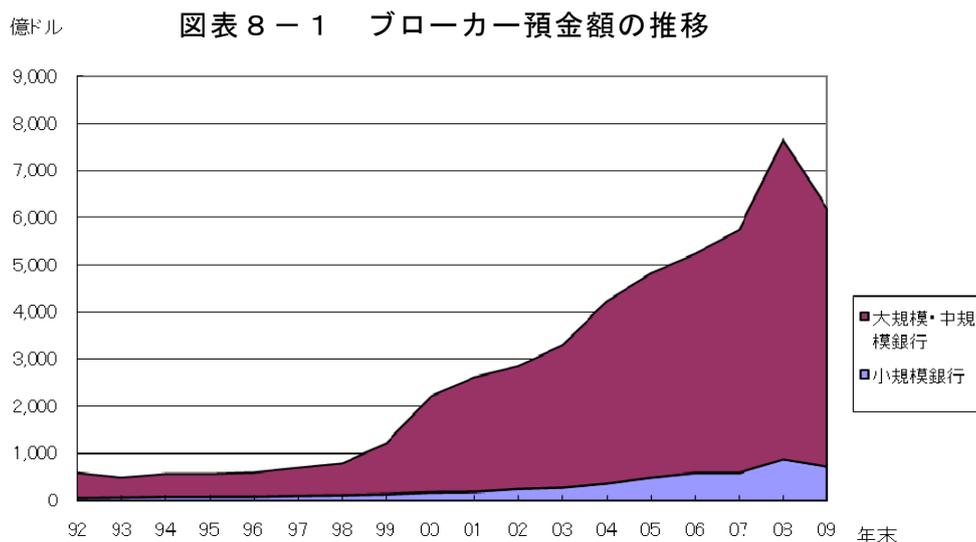
¹⁴ 補論を参照。

¹⁵ CDARSのホームページによると3,000行以上が加盟している（09年末）。

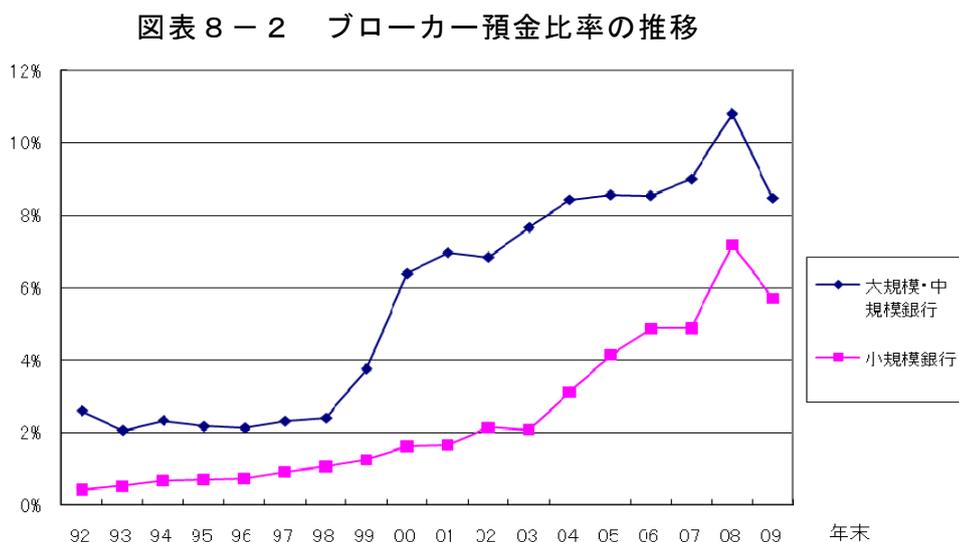
¹⁶ 原(2009)。

¹⁷ 法案の審議過程では、ブローカー預金の禁止なども議論されたが、証券業界とくにブローカー最大手のメリルリンチが強く反対した（『日経金融新聞』（1991）、2月28日）。

ほとんどの銀行がこの規制の対象外となっていた。09年3月には預金保険料率の見直しが行われ、ブローカー預金についても、同預金比率が10%を超え、かつ過去4年間の総資産成長率が40%を超える銀行などはリスク・カテゴリーに応じて、預金保険料の上乗せを求められるようになった。



(出所) 図表 2 に同じ。



(注) 比率はブローカー預金／国内総預金。

(出所) 図表 2 に同じ。

2 銀行破綻・資本注入との関連

07 年末の小規模銀行のブローカー預金比率を州別にとると、ずいぶんと偏りがある（図表 9）。全米平均の 4.9%を超える州は、南東部・中部・西部の諸州に多くある。ブローカー預金比率と破綻比率との相関は強いが、同比率と資本注入行比率に相関はない。つまり、ブローカー預金が銀行破綻と関連していた可能性がある一方で、資本注入は景気後退に伴い経営が悪化した銀行に広範に行われたと考えられる。

破綻銀行について破綻直前の四半期データでみると、全体では全米平均のブローカー預金比率 8.3%（07 年末）に対して、27.5%に及んでいる。また、小規模銀行に限定すると全米平均の 4.9%（同上）に対して、16.8%に及んでいる。

3 商業用不動産との関連

最後にブローカー預金と商業用不動産との関連をみる。州別で、小規模銀行のブローカー預金比率と商業用不動産貸出の 4 つの比率との相関をとると（07 年末）、ブローカー預金と建設・土地開発貸出との関連を読み取れる。

また、破綻した小規模銀行について、破綻直前の四半期データで同様に相関を取ると、やはりブローカー預金と建設・土地開発貸出との関連を読み取れる。

つまり、一般にリスクとされる建設・土地開発貸出を可能にした背景には、ブローカー預金の存在があったと考えられる。

図表9 小規模銀行のブローカー預金比率（07年末）

コネチカット(CT)	1.4%
デラウェア(DE)	2.0%
メイン(ME)	6.0%
メリーランド(MD)	4.2%
マサチューセッツ(MA)	1.0%
ニューハンプシャー(NH)	0.7%
ニュージャージー(NJ)	2.3%
ニューヨーク(NY)	3.1%
ペンシルバニア(PA)	1.7%
ロードアイランド(RI)	0.9%
ヴァーモント(VT)	1.1%
ヴァージニア(VA)	3.7%
ワシントンDC	7.0%
東部・合計	2.4%
フロリダ(FL)	7.1%
ジョージア(GA)	12.1%
ノースカロライナ(NC)	10.5%
サウスカロライナ(SC)	9.0%
南東部・合計	9.8%
インディアナ(IN)	3.4%
ケンタッキー(KY)	2.4%
ミシガン(MI)	7.7%
オハイオ(OH)	3.1%
テネシー(TN)	4.5%
ウエストヴァージニア(WV)	1.7%
中東部・合計	4.0%
アーカンソー(AR)	4.8%
イリノイ(IL)	5.4%
アイオワ(IA)	2.6%
ミネソタ(MN)	5.8%
ミズーリー(MO)	3.1%
ウイスコンシン(WI)	10.4%
中部・合計	5.4%
コロラド(CO)	3.5%
カンザス(KS)	5.0%
モンタナ(MT)	2.1%
ネブラスカ(NE)	3.9%
ニューメキシコ(NM)	0.9%
ノースダコタ(ND)	5.8%
オクラホマ(OK)	2.4%
サウスダコタ(SD)	3.4%
ワイオミング(WY)	2.6%
中西部・合計	3.6%
アラバマ(AL)	2.9%
ルイジアナ(LA)	2.1%
ミシッピ(MS)	1.4%
テキサス(TX)	2.2%
南部・合計	2.2%
アラスカ(AK)	0.7%
アリゾナ(AZ)	12.1%
カリフォルニア(CA)	5.2%
ハワイ(HI)	0.9%
アイダホ(ID)	2.8%
ネヴァダ(NV)	13.3%
オレゴン(OR)	8.2%
ユタ(UT)	26.3%
ワシントン(WA)	8.0%
西部・合計	8.3%
全米	4.9%

(注) 網掛けは全米平均以上。
(出所) 図表2に同じ。

V おわりに

金融危機以降のアメリカの銀行には、重複部分もあるが、健全な銀行、資本注入で健全を維持している銀行、問題銀行、破綻銀行という構図が存在する。

銀行破綻についてみると、その表層的な部分ばかりが取り上げられる嫌いがあるが、これまでの考察でさまざまなことが明らかになった。破綻銀行の貸出の特徴としては、住宅ローン比率の高い銀行と、商業用不動産貸出比率の高い銀行に大まかに分けられる。前者にはサブプライムローンに直接かかわっていたものもあるが、多くは設立年の古い小規模な銀行で、住宅ローン市場の変質と景気後退によって破綻している。後者には、ウォールストリートがサブプライムローンと証券化によって作り出した信用

膨張に乗じ、商業用不動産貸出に傾斜したメインストリートの銀行が少なからずいる。典型的なのは、ホームエクイティローンなどを通じる過剰消費で生み出された、建設・土地開発貸出にのめり込んだものである。こうした貸出を可能した背景には、投資銀行などが手数料を取りながら、顧客の資産を連邦預金保険の付保限度内に切り分け、高い金利をつけて小規模銀行などに紹介するブローカー預金が存在する。また、こうした銀行破綻などはアメリカで一律に起きているものではなく、むしろある程度特定の州でおきている点にも注意が必要である。

金融危機を経験した後でも、メインストリート金融の本質は変わりなく、事業向貸出の供給を通じて、市場論理とコミュニティの要請を調和させることにある。連邦預金保険の枠組みを利用して多額のブローカー預金を取り、リスクな貸出をしてきた、事実上のノンバンクが、景気後退期にその代償を払わされるのは当然の帰結である。そのつけは、預金保険基金の枯渇と銀行からの保険料の事前徴収となって表れた。預金保険（料）のあり方や、ブローカー預金と商業用不動産貸出の規制・監督にも不備がなかったとは言えない。一方で、景気後退によって経営が悪化してきた銀行に対し、資本を注入して支援するのは、金融システムの安定性の観点から欠かせない。

これまでみてきたように、破綻銀行の実態は、すべてではないが、バブルに踊ったものはその代償を払わされるといって、極めて常識的なものである。これほどの景気過熱が生じたのだから、その後に銀行破綻が増大するのは、アメリカの金融システムではごく自然である。銀行破綻が生じないとすれば、金融システムの新陳代謝が健全に機能していないということになるだろう。

補論 ユタ州とメリルリンチ銀行のブローカー預金

メリルリンチは銀行・証券相互参入の連邦法改正前の1988年に、銀行類似の金融機関である勤労者貸付会社（ILC）を通じて¹⁸、メリルリンチ銀行USAをユタ州に設立し、その後キャッシュ・マネージメント・アカウント（CMA）で保有する資金を、同行や他の銀行の付保預金へ移行できるサービス（ブローカー預金）を開始した¹⁹。01年末にユタ州は全米のブローカー預金残高の26.4%を占めていたが、22.9%はメリルリンチ銀行USAによるものであり（図表10-1）、同行のブローカー預金比率は99.8%であった。

メリルリンチ銀行USAは銀行監督機関と協議の結果、05年初からブローカー預金を通常の預金に分類したため²⁰、ユタ州の同預金額も減少したが、その後同州の他のILC

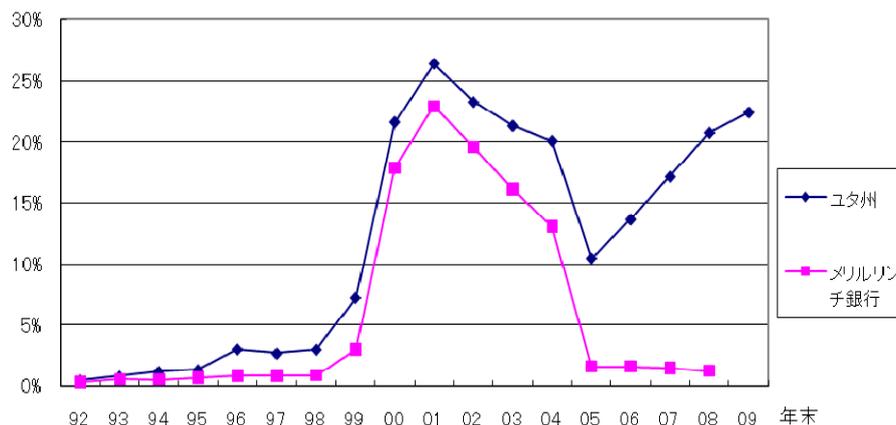
¹⁸ ILCあるいは勤労者銀行（IB）は、州とFDICによって監督される州法の銀行類似の金融機関であり、一定の要件下で非銀行業による保有を認める州もある。詳しくは内田(2009)を参照。

¹⁹ メリルリンチ銀行USAは07年末に総資産額全米24位に成長したが、金融危機のなかで翌年9月にメリルリンチがバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションに事実上救済合併されたため、傘下のメリルリンチ銀行USAは国法銀行に転換され、09年11月にバンク・オブ・アメリカN.A.に吸収された。

²⁰ 沼田(2006)。

がブローカー預金を増やしたため、同州が全米に占める同預金残高のシェアは再び上昇している。07年末のユタ州の銀行をみると、ブローカー預金残高の大きい上位2行で、同州全体の同預金の50%近くを占め、上位5行で80%近くを占めている（図表10-2）。

図表10-1 全米ブローカー預金に占めるユタ州とメリルリンチ銀行のシェア



(注) メリルリンチ銀行 USA は09年にバンクオブアメリカに吸収された。
 (出所) 図表2に同じ。

図表10-2 ユタ州の銀行のブローカー預金などの状況 (07年末・上位行のみ)

	総資産	国内預金	ブローカー預金	ブローカー預金比率	設立年
Merrill Lynch Bank USA	781	563	87	15.4%	1988
Washington Mutual Bank FSB	428	7	0.8	12.0%	1994
Morgan Stanley Bank	351	272	272	100.0%	1990
GMAC Bank	284	130	73	56.3%	2004
American Express Centurion Bank	260	66	54	82.5%	1989
UBS Bank USA	250	219	218	99.5%	2003
American Express Bank, FSB.	250	80	79	98.1%	2000
Goldman Sachs Bank USA	191	175	7	4.1%	2004
Zions First National Bank	185	100	0	0.0%	1873
GE Money Bank	148	15	7	47.9%	1988
Wells Fargo Bank Northwest, NA	146	79	0	0.0%	1881

(注) 行名に網掛けがあるのは ILC。額は億ドル。
 (出所) FDIC, Institution Directory から作成。

【参考文献】

内田聡 (2009) 『アメリカ金融システムの再構築～ウォールストリートとメインストリート』 昭和堂。

西川珠子 (2009) 「調整が続く米国商業用不動産市場～不良債権問題は深刻か?～」 『みずほ米州インサイト』 みずほ総合研究所、12月14日。

- 沼田優子（2002）「銀行サービスを強化するメリルリンチ」『資本市場クォーターリー』野村資本市場研究所、秋号。
- （2006）「米国の銀行サービスにおける製販分離の現状」『資本市場クォーターリー』野村資本市場研究所、春号。
- 原和明（2009）「米国における銀行破綻処理」『預金保険研究』預金保険機構、第10号。
- Bradley, C.M. and L. Shibut（2006）“The Liability Structure of FDIC-Insured Institutions: Changes and Implications,” *FDIC Banking Review*, Vol. 18, No. 2.
- COP（Congressional Oversight Panel）（2010）*Commercial Real Estate Losses and the Risk to Financial Stability*, February 10.
- Dennis, W.J., Jr.（2010）*Small Business Credit in a Deep Recession*, NFIB Research Foundation, February.
- Lipton E. and A. Martin（2009）“For Banks, Wads of Cash and Loads of Trouble,”*New York Times*, July 7(http://www.nytimes.com/2009/07/04/business/04brokered.html?_r=1&ref=back_to_business).
- Vekshin, A.（2009）“FDIC Failed to Limit Commercial Real-Estate Loans, Reports Show” *Bloomberg*, October 19 (<http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=20601087&sid=ay69xSKX9MM8>).